6-1 一人当たり平均年間総実労働時間(就業者)



▶ 関連表 p.223~224「第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間」

日本の平均年間総実労働時間(就業者)を中期的にみると、1988年の改正労働基準 法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続け、1988年時点の2092時間から、2020 年には1598時間となっている。

主要諸外国についても、概ね減少傾向を示している。2020年には、アメリカが1767 時間、イタリア 1559 時間、スウェーデン 1424 時間、フランス 1402 時間、イギリス 1367 時間、ドイツ 1332 時間などとなっている。特にイタリアやフランス、イギリス については、前年から 100~170 時間と大幅に減少しており、コロナ禍に伴うロック ダウン等の影響の大きさが窺える。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特 定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。